

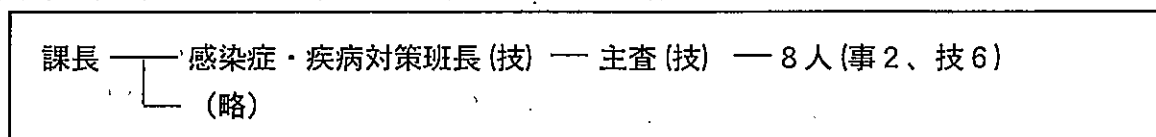
新型コロナウイルス対策に係る体制強化について

令和2年4月7日
経営管理部人事課
厚生部厚生企画課
厚生部医務課
厚生部健康課

1 健康課の体制強化について（4月8日（水）から）

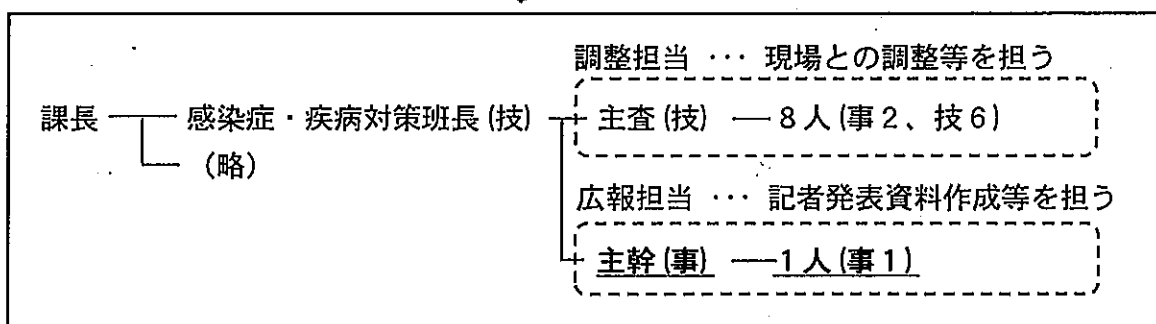
健康課の感染症・疾病対策班に2名増員し、班長のもと、厚生センターなど現場との調整を担う「調整担当」と各種の発表資料をとりまとめる「広報担当」を設置し、現場との調整機能を強化するとともに、機動的かつ円滑な広報対応を図る。

○現行（感染症・疾病対策班…班長以下10名体制）



○当面の強化策

増員：2名（主幹（事）1、事1）（兼務対応）



2 衛生研究所の検査体制の強化について

(1) 人員体制の強化（4月8日（水）から）

ウイルス部で検査に携る部員を2名増員（兼務）し体制の強化を図る。
また、台帳管理等を行う事務職員を今後配置する。

(2) PCR検査機器等の増設

PCR検査機器をさらに1台増設（導入に1か月半程度）するとともに、検査に必要な前処理を効率的に行うことができる機器（RNA抽出装置）（導入に2か月以上）を増設し、検査の時間短縮と職員の負担軽減を図る。

3 厚生センターの体制強化について（調整が整い次第、できるだけ早期に実施する。）

(1) 相談体制の強化

厚生センターの「帰国者・接触者相談センター」の電話相談窓口を本所4か所に集約するとともに、専任職員を増員する。

(2) 疫学調査体制の強化

感染者が急増した場合に備え、感染者の濃厚接触者等に対する調査を円滑に実施できるよう厚生センター以外の厚生部技術職員による応援体制を構築する。

県内市町村との連携強化について

1 市町村との情報連絡体制の確立・強化について

① 感染者の居住市町村名の公表

急激な感染拡大による県民の関心の高まりを踏まえ、市町村との連携をより密にする観点から、感染者の居住市町村名を公表する。(これまで「厚生センター管内」として公表。)

② 市町村への迅速な情報提供

感染症発生時に居住市町村へ感染者が発生した事実を迅速に連絡するとともに、記者会見開催のプレスリリース等を全市町村へ連絡する。

2 テレビ会議システム導入について

県と市町村や県庁と県出先機関（厚生センター等）との連携強化、情報共有の迅速化等を図るため、緊急にテレビ会議システムの導入を図る。

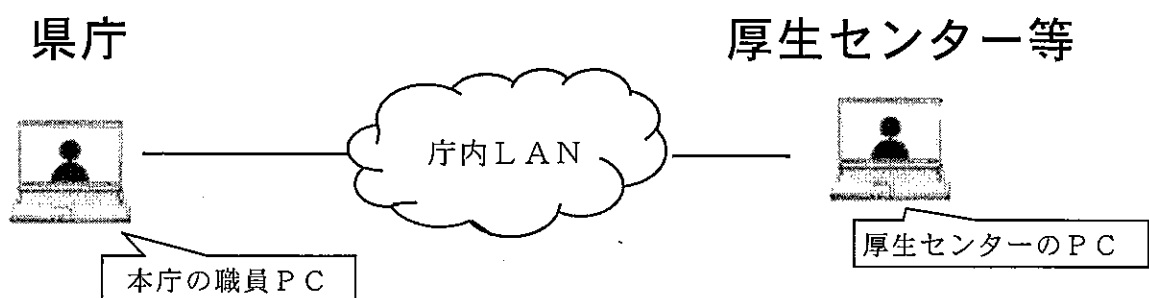
- ・ 県から各市町村にモバイル端末（iPad など）を配布し、インターネット回線を利用し実施
- ・ 開始予定時期は4月中旬を予定

【テレビ会議イメージ】

○県庁と市町村



○県庁と厚生センター等



新型コロナウイルス対策に係る首都圏本部等の勤務体制について

令和2年4月7日

人 事 課

首 都 圏 本 部

首都圏における新型コロナウイルス感染者の急増及び政府により緊急事態宣言が発令されることを踏まえ、首都圏本部職員の感染防止及び首都圏本部職員を介しての県民の感染防止のため、次のとおり首都圏本部における勤務体制を一部テレワークに移行する。

1 現在の勤務体制

- ・ 全員（14名）が首都圏本部で勤務
- ・ 一部で時差出勤（7:30～16:15）を実施（現在2～3人）

2 新たな勤務体制

- ・ 管理職員4名は2日に1日を、その他の職員10人は3日に1日をそれぞれ首都圏本部勤務とし、残りの日は自宅でのテレワークとする。
- ・ 引き続き、時差出勤（7:30～16:15）を継続する。
- ・ これにより、首都圏本部出勤者数を5～6名とする。

3 スケジュール

- ・ 本日4月7日（火）から、順次、テレワークを開始し、来週中を目途に新たな勤務体制に移行する。

4 その他

- ・ 大阪事務所（2名）及び名古屋事務所（3名）においても、準備が整い次第、順次、交代でテレワークを活用した勤務体制に移行する。